

(国土交通委員会)

東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案(閣法第一二二号)(衆

議院送付)要旨

本法律案は、東京国際空港における航空機の発着回数的大幅な増加及びこれによる国際航空運送事業に係る航空機の定期的な運航の確保が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、同空港における滑走路等の新設の工事等に係る緊急整備事業の円滑な推進を図るため、地方公共団体が国に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができることとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。